

**第3期横浜市国民健康保険データヘルス計画及び
第4期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定支援業務委託業務説明資料**

本説明資料に記載した内容には現在検討中のもの含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

第3期横浜市国民健康保険データヘルス計画及び第4期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定支援業務委託

2 目的

本業務は、横浜市国民健康保険における被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して横浜市国民健康保険データヘルス計画及び横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下「データヘルス計画等」という。）を振り返り、次期データヘルス計画等を策定するためのデータ分析及び計画素案の提案をするものである。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 主な委託項目

- (1) 効果検証及びデータ分析、素案・評価指標の作成
 - ア 今期データヘルス計画等振り返りのための効果検証
 - イ 次期データヘルス計画等策定のためのデータ分析
 - ウ 次期データヘルス計画等の素案・評価指標（アウトプット指標、アウトカム指標）（以下素案等という）の提案

5 効果検証及びデータ分析について

- (1) 対象データ
 - 別紙1のとおり
- (2) 効果検証及びデータ分析内容
 - 別紙2の分析内容を中心に分析を行い、課題を抽出する。ただし、効果検証・データ分析の方向性については事前に委託者と協議の上決定し、必要に応じて追加分析を行う場合がある。（その場合、令和4年4月中には追加内容を決定する。）
 - 効果検証及びデータ分析の全体像は、次を予定している。
 - ア 生活習慣病に関すること（歯科受診との関係性含む）
 - イ 医療費分析に関すること
 - ウ 特定健診・特定保健指導の結果、効果に関すること（喫煙傾向のある者の分析等を含む）
 - エ 若年層の健康に関すること
 - オ 健康寿命等基礎統計に関すること
 - カ 食生活等の地域性に関する分析（健診結果、消費量、店舗立地数、外食率より地域性）
 - キ 医療費適正化に関すること（多受診者等の分析等）
 - ク 介護要因に関すること
 - ケ 保健事業に関すること

(3) 手法

- ア 特定健診・保健指導データ及びレセプト集計（分析）
- イ 国保データベースシステム（以下、KDBという）データの視覚的加工
- ウ KDBデータを用いた背景分析
- エ 分析結果の文章化、課題抽出、報告書の作成

(4) 業務の流れ

ア 効果検証及びデータ分析（4月～）

委託者より別紙1のとおり提供するレセプト・特定健診等のデータを突合し、精度の高いデータベースを構築し別紙2のとおり分析する。受託者は、氏名・カナ氏名・生年月日・住所・被保険者番号等の個人情報データを匿名化する方法を提案する。その方法を用いて、委託者は匿名化した状態で受託者にデータ提供を行う。分析に被保険者番号等の突合が必要な場合には、匿名化後の値を用いて行う。匿名化後のデータに含まれる個人を特定する情報については、次のとおり（年齢、性別、居住区、匿名化後の被保険者番号）。提供データの詳細及び提供不可（削除）項目の詳細は別紙1に定める。その際、次の（ア）～（オ）に留意すること。

- （ア） 委託者の提供するデータの範囲内で性別、年齢構成別、行政区別等の比較を行い、第2期 データヘルス計画等の効果検証を行うとともに、第3期 データヘルス計画策定等に必要分析を行う。
- （イ） データの分析にあたっては、その特性に応じて必要な統計的な処理を行う。
- （ウ） 国の医療政策の動向に基づきながら、5（2）に記載の分析及び提案を行う。
- （エ） データについては、性・年代別等にグラフにして視覚化を行う。
- （オ） 傷病名、薬剤（禁忌情報を含めたデータベース）、診療行為等は最新情報を使用する。

イ 効果検証及びデータ分析の中間報告

受託者は、効果検証及びデータ分析結果について、最終報告までの間に2回中間報告を行う。その内2回目については、委託者が10月までに提供したデータを反映させた形で報告する。受託者は効果検証及びデータ分析の結果を委託者に提示する必要があるが、報告の形式は問わない。時期については、委託者と相談する。

ウ 効果検証・データ分析結果の最終報告（2月～3月）

受託者は5（2）の効果検証・データ分析を基に、課題を抽出し、令和5年2月上旬までに分析結果等を報告書にとりまとめる。その後、委託者の指示を受けて修正し、最終報告書を3月末に納品する。

報告にあたっては、委託者が編集することが可能であるデータ形式にて作成した報告書および印刷した報告書5部、及び分析データ（生データ）を提出する。

6 素案等の作成について

(1) 素案の骨子について

素案の骨子となる事項については、委託者と協議のうえ決定する。その内容に肉付け及び文書やグラフ等を用いた理由づけをして素案の形に仕上げる。その際、根拠となる5（2）の効果検証及びデータ分析結果も、関係性が分かるように文章および図で盛り込むこと。（行政区別の提案を行う場合には、区ごとの相違点が分かるように行政区別の統計も示すこと。）

(2) 素案等への反映事項

受託者が直接、効果検証及びデータ分析した結果、委託者が独自で効果検証及びデータ分析した結果（以下、委託者独自分析の結果という）を素案等に反映して作成する。また、先行研究を取り入れて素案等を提案すること。

(3) 業務の流れ

ア 委託者と素案の骨子について協議（4月～）

イ 委託者独自分析の結果渡し（5月および11月）

ウ 素案等の中間提案（11月）

10月までに提供したデータ効果検証及びデータ分析を反映し、素案等の中間提案を行う。素案については、目次や、計画のレイアウト及び背景分析を大まかに文書化して、素案の方向性が確認できる形で提案する。その際、委託者独自分析の結果等の項目（別紙2参照）を素案に組み込んでおく。

エ 素案等の納品（2月～3月）

受託者は、上記エの報告と合わせて、令和5年2月上旬までに5(2)の効果検証及びデータ分析結果、委託者独自分析の結果から本市の被保険者に効果的と思われる次期データヘルス計画等の素案・評価指標案を作成する。その後、委託者の指示を受けて修正し、3月末に最終的に納品する。

※受託者は、以上の業務の進捗状況について、委託者に月に1回以上報告を行うこと。

7 個人情報保護

受託者はプライバシーマーク又はISO27001/ISMSを保有し「個人情報取扱特記事項」のとおり、業務上知り得た事項について、他に漏らし又はこれを利用してはならない。

8 情報セキュリティ対策

受託者は、本契約業務の実施に当たって、条例、規則、関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を十分に遵守するとともに、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。

9 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託または請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10 成果品の納品方法

報告にあたっては、委託者が編集することが可能であるデータ形式（Word, Excel等）にて作成した報告書および印刷した報告書5部、分析データ（Excel）を提出する。

11 納品場所

横浜市健康福祉局保険年金課

12 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

1 3 経費支出

- (1) 支払期限
- (2) 委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。
- (3) 事業実施経費に不足が生じた場合、委託者は受託者に対し、不足分を補てんしないものとし、受託者が負担するものとする。

1 4 スケジュール

効果検証及びデータ分析、素案・評価指標の作成	
令和4年4月	データ渡し（レセプト、KDB帳票データ、過年度特定健診・特定保健指導データ）
5月	委託者独自分析の結果渡し（1回目） 1 多受診者に関する分析、薬剤禁忌併用状況の分析等 2 健診を受けて治療を開始した者、開始しなかった者の医療費比較
	効果検証及びデータ分析の中間報告①
10月（中旬）	特定健診・保健指導の追加データ渡し （令和3年度分）
11月（下旬）	素案等の中間提案
11月（下旬）	委託者独自分析の結果渡し （2回目：残りの全項目）
	効果検証及びデータ分析の中間報告②
令和5年2月	効果検証・データ分析結果の報告および素案等の提示
3月	修正後の効果検証・データ分析結果報告書、素案等の納品

※毎月進捗状況を委託者に報告する。

別紙 1

提供データについて

- (1) 特定健診データベース（特定健診対象者約53万人、特定保健指導対象者約1万人）
FKAC165（令和元～3年度）
FKAC167（令和元～3年度）
FKAC131（令和元～3年度）
【匿名化項目】…被保険者証番号、個人番号（員番号）、生年月日、郵便番号、電話番号
- (2) 被保険者管理台帳KDB(帳票：p26_006)
【匿名化項目】…被保険者証番号、個人番号（員番号）、氏名等
- (3) レセプトデータ（令和元～3年度）
【匿名化項目】…氏名、カルテ番号等、被保険者証番号（匿名化前）、公費負担医療受給者番号、症状詳記データ、コメントレコード
- (4) KDBシステム帳票データ（厚生労働省様式、地域の全体像の把握等）
- (5) その他分析等に必要と認められるデータで、委託者が提供可能なもの

<参考>

被保険者数 約70万人

レセプト件数：医科・DPC・調剤合計 約110万件/月（平均約1.5GB/月）

特定健康診査受診者数：約120,000人/年

※データ匿名化については、受託者が方法を提案し、委託者の了承を経て実施する。

別紙2

各区	項目番号	分析内容	実施者	
			受託者	委託者
	1	受動喫煙に関する状況(問診票で喫煙状態が分かる人の世帯の非喫煙者の健康状態の比較)	◎	
	2	40歳以降の世帯の医療費・受診行動分析	◎	
	3	食生活の分析(健診結果、消費量、店舗立地数、外食率より地域性)	◎	
○	4	要介護2以上の人の割合の経年比較と介護になるきっかけ	◎	
	5	若年層(40歳未満)への保健事業の提案	◎	
	6	PHRの施策への反映について	◎	
○	7	医療費の削減、介護給付費の削減(KDB:健康スコアリング、地域の全体像の把握)	□	
○	8	筋骨格系の疾患に関する分析	□	
○	9	基礎統計(人口構成、高齢化率、加入率)(KDB様式5-4等)	□	
○	10	脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全・悪性新生物の新規発症率(経年)と全国比(悪性新生物は、部位ごとに比較する)【医療費分析(1)細小分類】	□	
○	11	高血圧症(Ⅱ度以上)、脂質異常症、糖尿病有病者の減少率の経年比較【医療費分析(1)細小分類】	□	
○	12	人工透析患者及び糖尿病患者に関する経年分析(医療費、新規透析患者数)【医療費分析(1)細小分類・医療費分析(2)大、中、細小分類】	□	
○	13	メタボ該当者・基準該当者減少率の傾向と、その理由【厚労省様式5-3】	□	
○	14	市域および行政区ごとの健康寿命(平均自立期間)の経年比較(国保加入者、比較先:KDB地域の全体像の把握)	□	
○	15	高額レセプトの疾病傾向分析(KDB様式1-1、1-2)	□	
○	16	疾病別医療費【医療費分析(2)大、中、細小分類】	□	
○	17	ジェネリック医薬品普及状況の把握(国保総合様式)	□	
○	18	脳血管疾患・虚血性心疾患、悪性新生物(腎不全、糖尿病)死亡率の経年比較(KDB:地域の全体像の把握)	□	
○	19	歯科受診有無と糖尿病の関連性(市域・行政区)	□	
	20	生活習慣病予防知識の普及状況(アンケートより)		◎
	21	特定健診未受診者の傾向と対策(アンケートより)		◎
	22	特定保健指導未利用者の傾向と対策(アンケートより)		◎
	23	健診結果の受診勧奨値該当者における治療を開始した者、開始しなかった者の医療費比較(いずれも健診受診前に生活習慣病に係る受診がない者)		◎
	24	健診を受けた人の生活習慣病リスク(血圧・血糖・脂質)改善割合		◎
	25	健診受診者、未受診者の医療費の比較		◎
	26	特定保健指導後の健診結果(血圧・血糖・脂質)改善		◎
	27	循環器系疾患(虚血性心疾患、心不全等)の治療中断状況(中断者数等)		◎
	28	糖尿病性腎症個別保健事業の腎不全抑制割合		◎
	29	多受診者に関する分析、薬剤禁忌併用状況の分析等		◎
	30	健診を受けて治療を開始した者、開始しなかった者の医療費比較		◎

<項目番号の説明および凡例>

- ・ 『各区』列の○：行政区(18区)ごとに分析を行う。
- ・ 項目番号1、2：レセプト等からデータ分析
- ・ 項目番号3：一般に公開されているデータ・調査結果、KDB帳票等から分析
- ・ 項目番号4：KDB帳票からの分析(レセプトは、必要があると判断した場合のみ分析)
- ・ 項目番号5、6：国等の動向およびアンケート結果を基に提案
- ・ 項目番号7～19(『受託者』列の□)：KDBデータ加工、再集計後に視覚化(グラフ作成等)
- ・ 『受託者』列の◎：受託者がデータベース化から分析までを行う。
- ・ 『委託者』列の◎：委託者が分析を行うが、分析の結果の素案等への反映については、多少のデータやグラフ編集を伴う場合がある。